



長野県報

3月8日(月)
平成22年
(2010年)
第2146号

目 次

規則

長野県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則(警務課) 1

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	4
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	5
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課)	5
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課)	6
土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正(農地整備課)	12
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(5件)(道路管理課)	14
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)	15

公 告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	16
一般競争入札(管財課)	17
争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課)	18
一般競争入札(農業政策課)	18
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課)	19
一般競争入札(農地整備課)	19
一般競争入札(病院事業局)	20
一般競争入札(4件)(障害福祉課)	21
一般競争入札(医療政策課)	24
一般競争入札(信州の木振興課)	25
一般競争入札(特別支援教育課)	25
一般競争入札(文化財・生涯学習課)	26

規則

長野県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月8日

長野県公安委員会委員長 安藤博仁

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「監察課」を「監察課 留置管理課」に改め、同項第2号中「地域課 通信指令課 少年課」を「少年課」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3

号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域部 地域課 通信指令課 自動車警ら隊

第7条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(留置管理課)

第7条の2 留置管理課は、留置施設及び被留置者の護送に関する事務をつかさどる。

第11条及び第11条の2を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

(地域課)

第12条の2 地域課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地域警察の運営の合理化に関する企画、調査及び指導に關すること。

(2) 雜踏警備に關すること。

(3) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に關すること。

(4) 交通機関(列車を除く。)への警乗に關すること。

(5) 航空機、舟艇及び警ら用無線自動車の運用に關すること。

- (6) 地域部内の庶務に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域部内の他の課及び隊の所掌に属さないこと。
- 2 地域課に、航空機の使用及び管理に関する業務をつかさどらせるため、航空隊を付置する。
- 3 地域課に、鉄道施設及び列車内における警戒、警ら、犯罪捜査の初動活動その他の警察事務をつかさどらせるため、鉄道警察隊を付置する。
(通信指令課)
- 第12条の3 通信指令課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 警察通信及び通信機材の運用管理に関すること。
 - (2) 警察通信指令に関すること。
 - (3) 緊急配備に関すること。
- (自動車警ら隊)

第13条 自動車警ら隊は、警ら用無線自動車による警ら、犯罪捜査の初動活動その他の警察事務をつかさどる。

第30条第2項中「、長野県丸子警察署、長野県望月警察署」を削り、「長野県南佐久警察署」を「長野県岡谷警察署」に改める。

第31条第1項中「、警察署所在地交番（以下「署所在地交番」という。）」を削り、同条第3項中「、署所在地交番」を削る。

第32条第2項中「、署所在地交番」を削る。

別表第1の警務部の項目中

監察課	訟務係 监察係 表彰係	を
「		
監察課	訟務係 監察係 表彰係	に改め、同表の生

留置管理課	企画指導係 護送係	」
-------	-----------	---

活安全部の項目中

地域課	地域企画係 地域指導係 航空係 救助・雑踏係
通信指令課	企画指導係 通信係 指令係
少年課	企画指導係 事件係 特捜班

を

少年課	企画指導係 事件係 特捜班	」
-----	---------------	---

に改め、同項の次に次のように加える。

地域部	地域課	庶務係 企画係 指導係 航空係 救助・雑踏係
	通信指令課	企画指導係 通信係 指令係
	自動車警ら隊	総務係 北信分駐隊 東信分駐隊 南信分駐隊 中信分駐隊

別表第2の7の上田市別所温泉警察官駐在所の項目を削り、同7の上田市神科交番の項目の次に次のように加える。

上田市丸子交番	上田市上丸子	上田市 東内 腰越 上丸子 中丸子 下丸子
上田市別所温泉警察官駐在所	上田市別所温泉	上田市 八木沢 別所温泉

別表第2の7の上田市真田町警察官駐在所の項目の次に次のように加える。

上田市西内警察官駐在所	上田市平井	上田市 西内 鹿教湯温泉 平井
上田市依田警察官駐在所	上田市生田	上田市 御嶽堂 生田
上田市丸子北部警察官駐在所	上田市長瀬	上田市 長瀬 塩川 藤原田 本海野
上田市武石警察官駐在所	上田市上武石	上田市 武石鳥屋 武石沖 下武石 上武石 武石下本入 武石上本入 武石小沢根 武石余里

別表第2の7の青木村警察官駐在所の項目を削り、同7に次のように加える。

東御市八重原警察官駐在所	東御市八重原	東御市 八重原 羽毛山
東御市大日向警察官駐在所	東御市大日向	東御市 下之城 御牧原 布下 島川原 大日向
長和町古町警察官駐在所	長和町古町	長和町 古町
長和町長久保警察官駐在所	長和町長久保	長和町 長久保 大門
長和町和田警察官駐在所	長和町和田	長和町 和田
青木村警察官駐在所	青木村大字田沢	青木村

別表第2の8及び9を削り、同表の10を同表の8とし、同表の11の佐久市内山警察官駐在所の項目を削り、同11の佐久市南部交番の項目の次に次のように加える。

佐久市望月交番	佐久市協和	佐久市 望月 印内
佐久市臼田交番	佐久市臼田	佐久市 湯原 上小田切 中小田切 北川 下小田切 勝間臼田
佐久市内山警察官駐在所	佐久市内山	佐久市 内山

別表第2の11の佐久市岸野警察官駐在所の項目の次に次のように加える。

立科町・佐久市茂田井警察官駐在所	立科町大字茂田井	立科町 大字茂田井 大字芦田八ヶ野 佐久市 茂田井
佐久市布施警察官駐在所	佐久市布施	佐久市 布施

佐久市春日警察官駐在所	佐久市春日	佐久市 春日
佐久市協和警察官駐在所	佐久市協和	佐久市 協和
佐久市八幡警察官駐在所	佐久市八幡	佐久市 甲 八幡 蓬田 桑山 矢嶋
佐久市中津警察官駐在所	佐久市塩名田	佐久市 塩名田 御馬寄
佐久市田口警察官駐在所	佐久市田口	佐久市 田口 清川 三分
佐久市入澤警察官駐在所	佐久市入澤	佐久市 下越 入澤 平林の一部
小海町交番	小海町大字豊里	小海町
佐久穂町高野町警察官駐在所	佐久穂町大字高野町	佐久穂町 大字高野町の一部 大字上 大字宿岩の一部
佐久穂町海瀬警察官駐在所	佐久穂町大字海瀬	佐久穂町 大字海瀬の一部 大字平林 大字高野町の一部 大字宿岩 の一部 佐久市 平林の一部
佐久穂町大日向警察官駐在所	佐久穂町大字海瀬	佐久穂町 大字大日向 大字余地 大字 海瀬の一部
佐久穂町八千穂警察官駐在所	佐久穂町大字畠	佐久穂町 大字畠 大字穂積 大字千代 里 大字八郡
川上村原警察官駐在所	川上村大字原	川上村 大字大深山 大字原 大字御 所平 大字樋沢
川上村秋山警察官駐在所	川上村大字秋山	川上村 大字居倉 大字秋山 大字梓 山 大字川端下
南牧村警察官駐在所	南牧村大字海ノ口	南牧村
南相木村・北相木村警察官駐在所	北相木村	南相木村 北相木村

別表第2の11に次のように加える。

立科町芦田警察官駐在所	立科町大字芦田	立科町 大字芦田
立科町山部警察官駐在所	立科町大字山部	立科町 大字牛鹿 大字山部 大字宇 山 大字藤沢 大字桐原 大 字塩沢

別表第2の11を同表の9とし、同表の12を同表の10とし、同表の13を削り、同表の14を同表の11とし、同表の15を同表の12とし、同表の16の辰野町交番の項から辰野町小野警察官駐在所の項までを削り、同16を同表の13とし、同表の17の伊那市駅前交番の項の次に次のように加える。

伊那市高遠町交番	伊那市高遠町東高遠	伊那市 高遠町西高遠 高遠町東高遠 高遠町勝間 高遠町小原 高遠町下山田 高遠町上山田
----------	-----------	--

別表第2の17の南箕輪村警察官駐在所の項から伊那市高遠町交番までの項を削り、同17に次のように加える。

辰野町交番	辰野町大字伊那富	辰野町 大字伊那富 大字辰野 大字 平出 大字横川 大字上島
辰野町赤羽警察官駐在所	辰野町大字赤羽	辰野町 大字赤羽 大字沢底 大字樋 口
辰野町小野警察官駐在所	辰野町大字小野	辰野町 大字小野 大字小野筑
箕輪町交番	箕輪町大字中箕輪	箕輪町
南箕輪村警察官駐在所	南箕輪村	南箕輪村

別表第2の17を同表の14とし、同表の18を同表の15とし、同表の19を同表の16とし、同表の20を同表の17とし、同表の21を同表の18とし、同表の22を同表の19とし、同表の23を同表の20とし、同表の24を同表の21とし、同表の25を同表の22とする。

別表第4の留置管理室の項及び航空隊の項から自動車警ら隊の項までを削り、同表のサイバー犯罪対策室の項の次に次のように加える。

航空隊	隊長	警部又は職員	隊務の掌理及び部下職員の指揮監督
操縦士長	警部補	航空機の運航及び部下職員の指揮監督	
操縦士	巡查部長	航空機の運航	
整備士長	職員	航空機の整備技術業務及び部下職員の指揮監督	
整備士	職員	航空機の整備技術業務	
鉄道警察隊	隊長	警部	隊務の掌理及び部下職員の指揮監督
通信指令課	通信指令長	警部	課長の職務遂行の補佐及び担任事務の分掌

「署所在地交番駐在所」を「駐在所」に改める。

(刑事訴訟法の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則及び没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「生活安全部」の次に「、地域部」を加える。

- (1) 刑事訴訟法の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則
(昭和29年長野県公安委員会規則第4号) 第2条第2号
- (2) 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年長野県公安委員会規則第6号) 第1条第2号

(長野県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第24条第3項第2号中「、辰野町交番、伊那市高遠町交番」を「、上田市丸子交番、佐久市望月交番、佐久市臼田交番、伊那市高遠町交番、辰野町交番」に改める。

(警察署協議会運営規則の一部改正)

第4条 警察署協議会運営規則(平成13年長野県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成22年4月1日から平成23年5月31日までの間における別

表の規定の適用については、同表の長野県岡谷警察署協議会の項中「10」とあるのは「7」と、同表の長野県伊那警察署協議会の項中「15」とあるのは「18」とする。

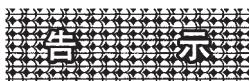
別表の長野県丸子警察署協議会の項及び長野県望月警察署協議会の項を削り、同表の長野県佐久警察署協議会の項中「10」

を「20」に改め、同表の長野県南佐久警察署協議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

警務課



長野県告示第101号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年3月8日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人 ウェルライフ梓峰	訪問介護ステーション梓峰	長野県松本市島内343-1	平成22年3月1日
ハートケアライフ佐久株式会社	ヘルパーステーションばんり	長野県佐久市長土呂793-12	〃 〃

(2) 訪問リハビリテーション

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人すずらん福祉会	介護老人保健施設エーデル こまがね	長野県駒ヶ根市赤穂14421	平成22年3月1日

(3) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社庵福祉サポート	宅老所庵	長野県松本市島立4753	平成22年3月1日
ハートケアライフ佐久株式会社	デイサービスセンターばんり	長野県佐久市長土呂793-12	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人サン・コート	居宅介護支援事業所 サン・コート	長野県長野市篠ノ井二ツ柳字神田 2076番地2	平成22年3月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人ウェルライフ 梓峰	訪問介護ステーション梓峰	長野県松本市島内343-1	平成22年3月1日
ハートケアライフ佐久株式会社	ヘルパーステーションばんり	長野県佐久市長土呂793-12	〃 〃

(2) 介護予防訪問リハビリテーション